

「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書」 の提出について

対象事業所

- ・常時使用する従業員数が30人以上の事業所
- ・職業紹介事業、労働者派遣事業を行う事業所
- ・推進員を選任することが適当であると認める事業所

(愛知労働局の事務事業に係る補助金等交付先、委託事業実施事業所、地方自治体から指定管理者を担う事業所等)

上記の対象事業所に該当する場合は「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書」(以下「報告書」という)を事業所所在地の管轄ハローワークへご提出いただいておりますが、対象事業所に該当するが報告書未提出の事業所、推進員を変更等したが報告書未提出の事業所は、ハローワークへご提出願います。

提出方法

窓口や郵送の提出に加えて、Eメールに添付する形式のオンライン提出も可能です。下記の報告専用メールアドレスに送信してください。

受理後の事業主控えが必要な場合は、窓口または郵送(返信用封筒が必要)でご提出をお願いいたします。

ハローワーク名古屋東の提出先

【所在地】

〒465-8609 名古屋市名東区平和が丘 1-2
ハローワーク名古屋東 企業支援部門

【報告書専用メールアドレス】

suishinin23010@mhlw.go.jp



厚生労働省・愛知労働局・ハローワーク名古屋東